

## 金融再生法に基づく開示債権

2020年9月末現在の金融再生法開示債権(不良債権)は、厳格な資産査定により204億76百万円となり、2020年3月末に比べ11億32百万円増加しました。

また、この不良債権204億76百万円のうち、貸倒引当金と担保・保証などにより保全されている部分が160億42百万円あり、カバー率は78.35%となっています。

(単位:百万円)

区 分	2020年3月期	2020年9月期	保全状況	
	残 高	残 高 (A)	担保・保証・貸倒引当金 等による債権保全額 (B)	カバー率 (B)/(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	891	1,152	1,152	100.00%
危険債権	15,150	16,767	13,678	81.58%
要管理債権	3,301	2,556	1,211	47.37%
(小 計)	19,344	20,476	16,042	78.35%
正常債権	772,828	814,506		
合 計	792,172	834,982		

(注)対象となる債権は、貸借対照表の次の各勘定に計上されているものです。  
1)貸出金  
2)貸付有価証券  
3)未収利息  
4)貸出金に準ずる仮払金  
5)債務保証見返  
6)外国為替  
7)当金庫保証付私募債

(注)債権残高、保全額はいずれも部分直接償却後の金額です。

### ◆破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

### ◆危険債権とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

### ◆要管理債権とは

「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。

#### (1)3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞し

ている貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く。)

#### (2)貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヵ月以上延滞債権を除く。)

### ◆正常債権とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

## 有価証券の時価情報

有価証券の運用にあたっては、安全かつ確実な運用を心掛けており、2020年9月末現在で有価証券の含み益は11,527百万円となっております。

1. 売買目的有価証券 ..... 該当ありません
2. 満期保有目的の債券 ..... 該当ありません
3. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	7,208	3,761	3,446
	債 券	335,964	326,237	9,727
	国 債	81,033	75,306	5,726
	地方債	203,679	200,354	3,324
	社 債	51,252	50,576	675
	そ の 他	662	560	101
	小 計	343,835	330,560	13,275
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,655	1,856	△200
	債 券	77,706	78,968	△1,261
	国 債	24,201	24,450	△249
	地方債	—	—	—
	社 債	53,505	54,517	△1,012
	そ の 他	1,849	2,134	△285
小 計	81,211	82,959	△1,748	
合 計	425,047	413,520	11,527	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの ..... 該当ありません
5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子 会 社 株 式	—
関 連 法 人 等 株 式	13
非 上 場 株 式	221
組 合 出 資 金	19
投資信託(私募リート)	2,300
合 計	2,554